

## ひょうご神戸研究基盤共同利用機構における機構長に関する要領

令和7年4月17日

ひょうご神戸研究基盤共同利用機構総会制定

### (目的)

第1条 この要領は、ひょうご神戸研究基盤共同利用機構規程第9条及び第13条に基づき、ひょうご神戸研究基盤共同利用機構(以下「機構」という。)における機構長について定めることを目的とする。

### (機構長の役割)

第2条 機構に、研究施設及び研究設備・機器等の共同利用の推進に関する事業を遂行するため、機構長を置く。

### (機構長の選出)

第3条 機構長は機構の総会において選出された議長をもって充てる。

### (機構長の任期)

第4条 機構長の任期は、総会において次期機構長が選出されるまでの期間とする。

### 附則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。